

1 1 月の安心かわら版

11月の主な行事

3日：文化の日 17日：将棋の日
7日：立冬 23日：勤労感謝の日
9日：119番の日 30日：カメラの日

遠方の家族を身近に感じるデジタルコミュニケーション

首都圏にはたくさんの地方出身者が住んでいます。そんな地方出身者は、遠くの故郷に住む家族とは、年に数回しか会えないのがほとんどです。

そんな人たちに知ってほしいのが、スマホやパソコンを使ったデジタルコミュニケーション。実際にどのような活用法があるのか、ソーシャルメディアに詳しい徳本昌大さんにお話を伺いました。

「今までは、遠方に住む家族とのコミュニケーションツールは電話が一般的でした。しかし時間や相手の都合を考えると、連絡が億劫になりがちですよね。でも今はスマホやパソコンを使った、便利なコミュニケーションツールがたくさんあるんです」(徳本さん)

徳本さんが特におすすめするのは「みてね」や「Wepage」などの写真共有ができるアプリ。アップした写真が整理されて時系列のアルバムになり、招待した家族が見られるのが特徴です。家族全員が写真を投稿しあえるので、誰がなにを食べたのか、どこに遊びに行ったのかなど、アプリを見れば簡単に把握できます。

「例えば、親子で参加した運動会の写真をアップすれば、その雰囲気や笑顔が、遠方に住んでいる祖父母の方に伝わります。また、祖父母の方が育てている花や野菜の写真をアップすれば、連絡がなくても元気に過ごしていることがわかります」(徳本さん)
わざわざ文字を入力しなくても、写真をアップするだけなので、ハードルが低く、高齢者の方も始めやすいそうです。

また、スマホを持っていない高齢者の方には、パソコンからも使える「LINE」アプリがおすすめです。「家族のグループを作り、アルバム機能を利用すれば、同じように写真の共有ができます。写真のほかにも、メッセージを送りあえるのはもちろん、時間が合えば、無料でテレビ電話を楽しむこともできます」(徳本さん)
普段から写真を通じて、家族間のコミュニケーションがとれていれば、故郷へ帰ったときには、共通の話題で盛り上がるというメリットも生まれます。

以上
遠くの家族がグンッと身近に感じられるデジタルコミュニケーション。早速始めてみませんか？

※掲載内容の無断転載を禁じます

監修 徳本昌大
ビジネスプロデューサー

複数の広告会社で、コミュニケーションデザインに従事後独立。特にベンチャーのマーケティング戦略に強みを持つ。ソーシャルメディアを活用したコミュニケーションデザインの実績多数。現在、ベンチャー企業の取締役顧問として活躍中。インハウンドのEwilジャパン取締役COO。IoT、システム開発のビズライトテクノロジー取締役CMO。GYAKUSAN株式会社取締役COO。著書は『ソーシャルおじさんのiPhoneアプリ習慣術』(ラトルズ)、『図解ソーシャルメディア早わかり』(中経出版)ほか多数。

<http://tokumoto.jp>

保険料控除証明書について

「保険料控除制度」に該当する個人のご契約について、「保険料控除証明書」を発行していますので、「年末調整」または「確定申告」の際にご使用ください。

保険料控除制度の概要

対象となるご契約の保険料をお支払いいただいた場合に、所得税と住民税の負担を軽減できる制度を保険料控除制度といいます。保険料控除制度では、その年の1月1日から12月31日までの1年間にお支払いいただいた保険料の一定額を課税所得から控除することができます。

保険料控除制度対象のご契約

<地震保険料控除> ◆地震保険契約 ◆経過措置が適用される長期損害保険契約
<生命保険料控除> ◆終身医療保険 ◆医療保険(定期タイプ) ◆ViV終身・ViV定期 ◆V-CARE
◆終身介護費用保険 ◆積立介護費用保険 ◆傷害疾病保険 ◆積立傷害疾病保険
◆所得補償保険 ◆長期所得補償保険 ◆積立所得補償保険 ◆積立ガン保険

(注)下記契約は保険料控除証明書発行の対象外となります。
・団体健康保険(給与控除・直接基金契約・団体契約)
・「地震保険料控除制度」「生命保険料控除制度」に該当しない自動車保険や火災保険のみのご契約 等

保険料控除証明書の発行内容

ご契約・ご継続いただいた年	保険証券等の下または右横に「保険料控除証明書」を付属しています。 保険証券等から切り離してご使用ください。 「保険料控除証明書ハガキ」はお送りしていません。
ご契約・ご継続いただいた年の翌年以降	毎年10月中旬～下旬にかけて、ご契約住所あてに「保険料控除証明書(ハガキ)」をお送りしています。 ハガキは年末調整または確定申告まで大切に保管ください。

保険料控除証明書の再発行

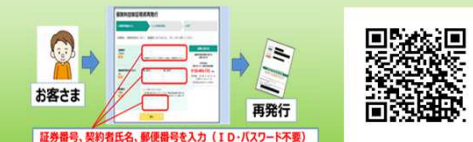
保険料控除証明書の再発行は当社オフィシャルサイト、または下記の電話番号からお手続きいただけます。
(お手続き完了後、4～5日後に保険料控除証明書をお送りいたしますので、再発行のお手続きはお早めにお願いたします。)

当社オフィシャルサイト「保険料控除について」

(URL:<http://www.ms-ins.com/contractor/procedure/deduction/>)

【受付時間】24時間 (月曜AM2時～4時を除きます)

【受付期間】2017年10月12日～2018年3月9日



保険料控除証明書 自動再発行専用ダイヤル

0120-984-403 (無料)

【受付時間】24時間

【受付期間】2017年10月16日～2018年3月9日

引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
岩手支店 盛岡支社
〒020-0022 岩手県盛岡市大通3-3-10
七十七日生盛岡ビル8F TEL 019-622-3135

取扱代理店 株式会社コスモほけんサービス

【本店】〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町軽米8-79-2

TEL 0195-46-4023

【二戸店】〒028-6101 岩手県二戸市福岡字下町8

TEL 0195-43-3722